

## 行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって全ての社員がその能力を十分に発揮出来る様にする為、次のように行動を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日から令和11年3月31日までの9年間

2 内容

目標1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・令和2年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- ・令和2年 8月～ 制度に関するパンフレットを社員に回覧・掲示等し、周知を図る。
- ・令和3年 1月～ 社員に再度周知を図る
- ・令和5年 1月～ 社員に再度周知を図る

目標2 妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- ・令和2年 4月～ 相談窓口の設置について検討
- ・令和3年 4月～ 相談員の研修実施
- ・令和4年10月～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標3 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを全社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- ・令和6年 7月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- ・令和6年10月～ 制度に関するパンフレットの配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全社員への周知
- ・令和7年 4月～ 社員に再度周知を図る